

# 社会福祉法人陶都会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日～令和4年3月31日

2. 内容

## 【目標①】

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

令和2年12月1日～ ①全職員へ制度に関するパンフレットを作成し掲示、回覧を行う。  
②対象者及びその上長に事務部より、情報提供を行い、取得を個別に働きかける。

## 【目標②】

育児休業等を取得しやすい環境を作る為に、リーダー・部長等に法人の就業規則・育児休業規程、制度等の知識を習得させる

<対策>

令和3年4月1日～ ①リーダー・部長等管理職へ 規程内容・制度等の研修を行う。

## 【目標③】

仕事と子育てを両立する為に、時間外労働時間を管理する。特に、パート職員に対して、契約労働時間が超過しないよう努める。

<対策>

令和4年2月1日～ 面談にて業務内容・業務量に負担がないか調査を行う。また、パート職員については、契約労働時間の再確認を行う。

令和4年4月1日～ 毎月の時間外労働を管理し、時間外労働が多い職員に対して、業務内容・業務量を調査し、業務改善等の指導を行う。また、リーダー・部長等に部署内の業務効率化を促す。

策定年月日：令和2年11月30日